

第26号議案

会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

会計年度任用講師の任用等に関する規則を改正する規則

会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項に次の一号を加える。

四 別表上欄に掲げる欠勤等の事由に依じ、同表中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表下欄に掲げる換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務日数の五分の一に達していないこと。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	一日	一日
私事欠勤	一日	三日
無届欠勤	一日	四日
遅参早退	三回	一日

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和二年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行						
<p>○会計年度任用講師の任用等に関する規則 令和二年三月二十七日文教委規則第三号</p> <p>第一条及び二条（略） （任用）</p> <p>第三条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第十一条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>一から三まで（略）</p> <p><u>四 別表上欄に掲げる欠勤等の事由に応じ、同表中欄に掲げる欠勤等の日数及び回数を換算した同表下欄に掲げる換算後の欠勤等の日数が、任期中に所定の勤務日数の五分の一に達していないこと。</u></p> <p>第四条及び第五条（略） 別表（第三条関係）</p>	<p>○会計年度任用講師の任用等に関する規則 令和二年三月二十七日文教委規則第三号</p> <p>第一条及び二条（略） （任用）</p> <p>第三条 会計年度任用講師は、教育公務員特例法第十一条の規定に基づき、その職の職務遂行能力を有する者のうちから、選考により任命権者が任用する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。</p> <p>一から三まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第四条及び第五条（略）</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 1220 548 1316">欠勤等の事由</th> <th data-bbox="548 1220 840 1316">欠勤等の日数及び回数</th> <th data-bbox="840 1220 1131 1316">換算後の欠勤等の日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 1316 548 1359">休職</td> <td data-bbox="548 1316 840 1359">一日</td> <td data-bbox="840 1316 1131 1359">一日</td> </tr> </tbody> </table>	欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数	休職	一日	一日	<p><u>（新設）</u></p>
欠勤等の事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数					
休職	一日	一日					

私事欠勤	一日	三日
無届欠勤	一日	四日
遅参早退	三回	一日

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(新設)

(新設)